

盗 撮 行 為

近年、スマートフォンの普及やカメラ及びカメラ機能を搭載した機器の高性能化、小型化を背景に、盗撮行為に関する規制や罰則の強化の動きがあります。その中、本県教育委員会では、盗撮行為により懲戒処分となる事例が後を絶たない状況です。

特に、児童生徒が被害者となる学校内での盗撮行為は絶対に防がなければなりません。職場において死角を作らないなど、盗撮行為ができない環境づくりが必要です。

1 不祥事の事例

※この事例は実際にあった事案を参考に作成

教員 A は、とても真面目で頑張り屋、生徒からの信頼も厚かった。この日も、学校行事の準備をする生徒の写真を撮り、学級だよりの準備をしていた。

ある日、職員室にカメラを取りに戻るのが面倒で、持っていた自身のスマートフォンで生徒を撮影した。生徒は楽しく話しながら準備をしており、撮影されたことには気付いていない。

「とてもいい表情が撮れた。」と、満足げに自身のスマートフォンを同僚の先生に見せる。いつの間にか、自身のスマートフォンでの撮影が定着していた。

撮影した数ある写真の中に、たまたま生徒の下着が映ったものがあった。やってはいけない事をやっているというスリルに、興奮を覚えた。

その興奮が忘れられず、段ボールに自身のスマートフォンを隠し、タイマー機能付きアプリケーションを使って、生徒の更衣中の動画撮影を繰り返した。ある日、生徒が更衣室内の違和感に気づき、教員 A の盗撮行為が判明し、教員 A は免職の懲戒処分となった。

その日から、学校は対応に追われた。生徒・保護者への説明。卒業生からも、自身が被害に遭っているかもと不安を募らせる問い合わせや地域住民、マスコミからの問い合わせが相次いだ。

SNS で教員 A の名前はすぐに知れ渡り、教員 A の家族は転居を余儀なくされた。

2 カメラの小型化・高性能化

スマートフォンの普及で、誰もが高性能な小型カメラを常時携帯する時代になりました。

また、盗撮被害者の支援を行っている NPO 法人全国盗撮犯罪防止ネットワークさんの話では、現在販売されている盗撮に使用されているカメラは 1mm ほどのレンズで撮影が可能であり、見つけるのは決して簡単ではないそうです。

学校の教室・トイレ・部室・職員室・保健室等盗撮されやすい場所には、多くの備品が存在し、その中に見慣れない物を置けば発見される確率が高いですが、そこに“ある・存在する物の中”に設置し細工することは、簡単にできてしまいます。“誰でも簡単に入手可能”であり“バレないだろう”という安易な考えが犯罪を助長しているというのが現状です。

3 考えてみよう

- ① 個人所有のデジカメやスマートフォンで授業や部活動の撮影をすることは適切ですか。
(使用、持込みに関し、ルールはありますか。知っていますか。)
- ② 盗撮行為に至らないために、職場でできる防止策はどんなことがありますか。
(環境面、職員の健康面、相談体制など)
- ③ 盗撮行為者が出た場合の、児童生徒への影響はどのような事が考えられますか。
(被害者の心理や後遺症は。周囲の児童生徒への影響は。)
- ④ 同僚が児童生徒の隠し撮りをしていることに気づいた場合、どのように行動しますか。
- ⑤ 許可なく撮影した児童生徒の写真を個人所有していませんか。
- ⑥ 盗撮行為など、悪いと分かっているけど、やめられなくなっていることはありませんか。

4 盗撮行為と依存症の関係 ～精神科医の先生に聞いてみました～



Q：どうして盗撮行為を止められないのでしょうか。

A：相談に来る患者は、盗撮行為を「ストレス解消」「性的欲求を満たすため」と言う人が多いのですが、「スリルを味わう」ことが行為の本当の目的であることが多いです。いわば、「チャレンジ病」とも言えます。一度成功するとそのスリルに病みつきになり、「病気（依存症）」に熟していくのです。

5 相談窓口

悪いと分かっているにもかかわらず、依存症が原因かもしれません。少しでも心当たりがある、不適切な行為に対して衝動が抑えられない、強い固執があると感じたら、専門医に相談しましょう。過ちにより被害者を出さないことは元より、自らを守る事にもつながります。

依存症に関する相談ができる医療機関（公立学校共済組合埼玉支部事業）

医療機関	電話番号	住 所	休診日
大石クリニック	045-262-0014	神奈川県横浜市中区弥生町4-4-1	日曜・祝日
周愛利田クリニック	03-3911-3050	東京都北区上中里3-6-13	日曜

対 象 者：依存症の悩みを持つ教職員（組合員）及び組合員の悩みについて相談したいその家族

利用方法：希望の医療機関に直接電話し、「公立学校共済組合埼玉支部の教職員メンタルヘルス相談利用」である旨を伝え、予約・相談する。

相 談 料：年度内3回まで無料

そ の 他：共済組合では、利用者の報告を受けていません。どなたが受診されたか特定できないようになっていきますので、安心して御相談ください。

6 問われる責任

- (1) 行政上の責任・・・懲戒処分（免職又は停職）
- (2) 刑事上の責任・・・懲役、罰金等
- (3) 民事上の責任・・・損害賠償等
- (4) 社会的な責任・・・報道等

【参考】

懲戒処分の基準 第2 4 (2) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等（教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。）並びに学校の校長、副校長、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。）が教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に規定する次の行為を行った場合はいずれも免職とする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限り。）に当たる行為をすること（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）

(エ) 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるような行為をすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせることであって、心身に有害な影響を与えるもの（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）

(オ) (略)

イ～オ (略)

懲戒処分の基準 第2 5 (14) 盗撮行為等

法律又は条例に違反して盗撮行為又はその行為を行った職員は、免職又は停職とする。

懲戒処分の基準 第2 5 (15) 性的姿態の撮影等（4 (2) に該当するものを除く）

法律に違反して、性的な姿態を撮影し、性的影像記録を提供又は保管し、性的な姿態の影像を送信し、送信された性的姿態等の映像を記録等する行為のいずれか又は全てをした職員は、免職又は停職とする。

埼玉県迷惑行為防止条例 第2条の2 ※R3.4改正（盗撮行為の規制場所が拡大し学校も対象に）

次に掲げる場所*又は乗物にいる人の通常衣服その他の身に着ける物で覆われている下着又は身体を写真機、ビデオカメラその他の機器を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置すること。 *住居、浴場、更衣室、便所、公共の場所、学校等

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）第2条（R5.7 性的姿態撮影罪の新設）

→ 法律の概要等は、法務省 HP「性犯罪関係の法改正等」を参照

※その他、盗撮による児童ポルノ製造罪（児童ポルノ禁止法第7条第5項）、建造物侵入罪（刑法第130条）の適用等もあり